

# 移動支援取り組み モビリティサポート太陽

令和7年1月15日

# 利用手順(流れ)

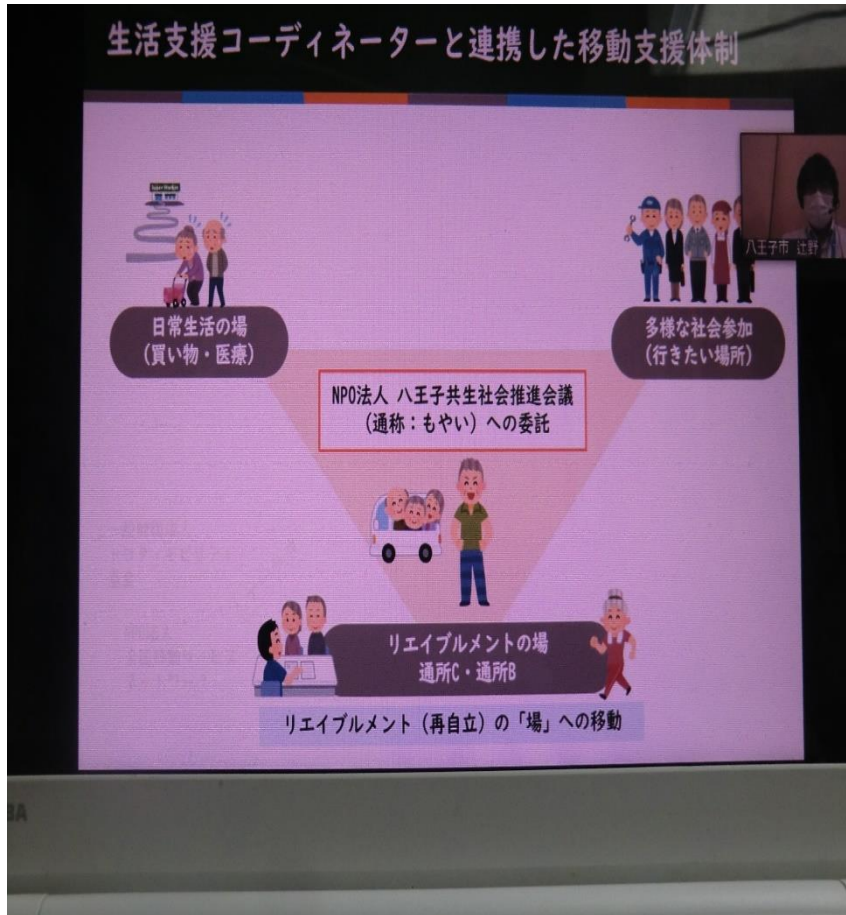
①利用者:地域在住で移動の困難者(介護要支援1・2・チエックリスト)の方~町会・民生委員に相談し包括支援センターにつなぐ➡

②包括センター:CSW・SCは③市役所いきいき課通所C担当者に連絡します~市の担当者は➡

④施設(リハビリー病院等)職員と⑤送迎団体(通所送迎委託事業者)に連絡~利用者宅に於いて担当者会議を行い(日付・時間)決定します。

◎担当者会議は最も重要であります。利用者・包括センター職員CSW・SCは施設(理学療法士等)・送迎団体の担当者等と利用方法・調整・連携を図り利用者が安全・安心に利用できるようにします。

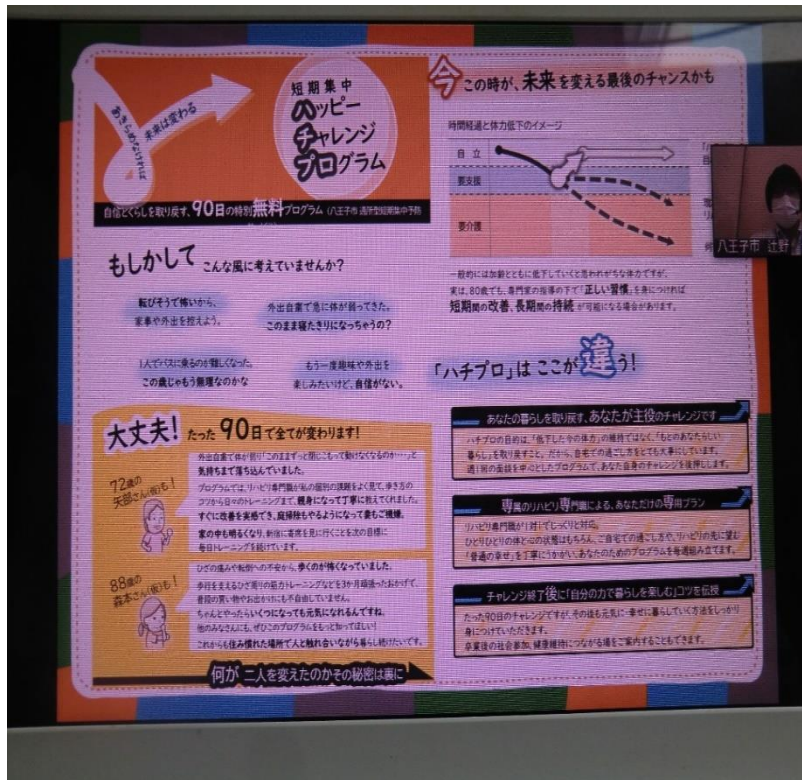
# 八王子市移動支援取り組み



## ③ 八王子市いきいき課

- 介護保険法・介護予防・日常生活支援総合事業
- 八王子市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業
- 八王子市通所型短期集中予防サービス事業
- リエイブルメン「再び自分でできるようにする」(本人の力を引き出すケアへ)の取り組み

# 八王子市連携団体



○自立支援型移動支援サービス  
受託事業

◎下記①~⑤連携団体

⑤NPO法人ケアセンター八王子  
八王子市通所C再受託事業

①利用者人数256名 2024.12.31

②連携してる包括支援センターは  
11カ所(担当者会議実施)

③八王子市ハッピーチャレンジ・  
リエイブルメント計画の推進

④施設7所リハビリー病7カ所

# 地域包括支援センター



## ②高齢者あんしん相談センター

20214.12.31 現在21ヶ所

○地域住民の高齢者等の方の移動困難者が町会・民生委員等に相談し、包括支援センターを紹介して頂く。

○CSW・SC担当者は八王子市・施設・移送(委託団体)と連携

○現在、通所Cの利用され連携している包括支援センターは11カ所(ケアセンターと担当者会議を実施)

# 施設(リハビリー病院)



## ④施設:病院の正面

○八王子市全域19施設

○提供施設・現在11施設

○送迎実績・現在750回

2024.12.31

# 通所C移動送迎の流れ

当事業所は、日常総合事業(八王子市主催)

八王子市通所型短期集中予防サービス事業の受託を受けて、下記の取り組みを実施しています。

大まかな内容ではありますが、詳しく実態を知りたい「地域の町会・民生委員・包括センター職員・生活支援団体等」は、当事業所で、研修・実践の伴走支援をおこないます。随時受付ております、ご相談ください。

NPOケアセンター八王子(移動・送迎相談員)



# 送迎担当者配慮事項



## ○事務所出発の手順

利用者宅の場所・迎え  
時間・余裕を持って行動

## ○面会の手順

行き先の確認・持ってい  
行く者の確認

予約書・保険書等

○玄関から車両まで転倒  
のないように注意



# 送迎者(乗降介助)



- 車両への乗降手順
- 乗降時の場所(段差等)
- 歩行時・運転時の声掛  
乗車位置疾病等より左右どちらかの確認
- 降車の手順  
車中に手持品・忘れ物がないように注意する。

○利用者が車中から降りるとき引き戸ドアはあんぜんです。開きドアでは歩行者や自転車等に接触するおそれがあります。

○運転者は利用者が勝手に開かせないようロックなどの配慮が必要です、また、降りるときの介助が必要です。(乗降介助)

引き戸 ドア



# 乗降しやすい構造



- 利用者には乗り口が広く乗り安くなっています。
- できるだけ後部座敷に誘導してください。
- 利用者の傷害等の部位により右側・左側のどちらかに乗っていただくか配慮すること。



# 兼用(箱型・椅子対応)車



○利用者が車椅子対応  
で施設(リハビリー病院)に  
行きたいとき利用

○ 制御搭載(全車両)

○ ドライブレコーダー



# 先進運転支援システム(ADAS)



◎加減速:ACC

- 車間距離制御システム
- 先行車認識・定速走行

◎操舵:LKS

- 車線維持支援システム

◎制動:AEB

- 衝突被害軽減ブレーキ
- 安全確保には必要なシステムです ✖HPで確認

# 移動支援(八王子施設マップ)





# 運転支援員講習・資格者



国土交通省大臣認定講習実施  
○福祉輸送・セダン等講習  
平成19年~令和4年12月現在  
受講団体265受講者1348名  
講師3名

○通所C送迎支援員5名  
介護福祉士の資格保持者

○送迎支援員5名  
免許は無事故・無違反のない  
優良保持者です

# 出前講習画像



# 移動支援講習内容(参考)

- 道路運送法関係法令
- 道路交通法○車両法
- 安全運転の基礎知識  
交通事故・緊急対応
- 任意保険・ボランティア  
保険
- 労務・健康・衛生管理  
感染症対策
- 高齢者:障害・疾病の理解  
生活・活動・参加・心理等
- 介護基礎技術・接遇対応  
バイスティックの7原則
- 福祉車両等の構造・特性  
その他  
ICF・リスクマネジメント・  
ヒヤリハット・苦情処理

# まとめ

平成27年度「介護予防・日常生活支援総合事業」において、訪問型B・D・通所C型・サロン等などに地域の助け合い(互助)を、どのように組み立てていくか、多職種関係者(ケアマネ)のケアプランにおいて、利用者の自立と尊厳が守られる「移動・送迎サービス」のあり方を実践し、関係団体等とともに模索していく必要が重要です。

今後必要なのは、行政(移動・生活支援コーディネイター)・自治会・コミュニティ協議体等が、地域の移動手段を考察していく事が今後の課題です。

令和7年1月15日

NPO法人ケアセンター八王子